

(貸与・給付共通)
(学生→学校→機構)

特定親族等に係る子ども（本人以外）の申告書

添付書類を添えて以下のとおり申告します（太枠内の項目を記入）。 申請日（西暦） 年 月 日

○本人情報

申込受付番号（申込者） ※スカラネット入力完了後の受付番号を記入																			
申込ID（申込者） ※奨学金確認書兼地方税同 様書に記載										奨学生番号 (採用済者)									
Z D 2										5 2 0									
学校名										学籍番号									
漢字氏名(自署)										生年月日（西暦） 年 月 日									
申請対象 ※いずれかにチェック										2026年度 適格認定(家計)									
☐ 定期採用 (二次採用)										☐ 家計急変採用 (支援区分見直し含む)									
☐ 緊急採用 応急採用																			

○「子ども」として申告する特定親族等

特定親族等 氏名										生年月日（西暦） 年 月 日									
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「特定親族等氏名」欄には、漢字氏名欄の者以外で以下のⅠ又はⅡのいずれかの条件を満たす者を記入してください。

- ※漢字氏名欄の者（申込者本人や奨学生本人）は申告の必要はありません。
- ※本申告書は特定親族等1名につき1部提出が必要です（2名以上の場合は人数分の書類をまとめてご提出ください）。
- ※Ⅰについては申告が必要な対象がいることを、学校等を通じお知らせする場合があります。

Ⅰ 「子ども」として申告する特定親族等の生年月日が2003年1月2日～2007年1月1日の場合
⇒以下の①②の両方を満たすことを確認してください。

①	☐	令和8（2026）年度市町村民税において、当該特定親族等の合計所得金額が58万円超～95万円以下であること
②	☐	生計維持者の令和8（2026）年度市町村民税情報において、当該特定親族等が生計維持者の特定親族特別控除の対象となっている（税制上の特定親族である）こと

Ⅱ 「子ども」として申告する特定親族等の生年月日が2007年1月2日～4月1日（早生まれ）の場合
⇒以下の①②の両方を満たすことを確認してください。

①	☐	令和8（2026）年度市町村民税において、当該特定親族等の合計所得金額が58万円超～95万円以下であること
②	☐	当該特定親族等が、生計維持者と同一生計の6親等内の血族、又は3親等内の姻族もしくは里子であること（本人のきょうだい等）

○添付書類

次の①②の両方を提出してください。

- ①「子ども」として申告する特定親族等の令和8（2026）年度課税証明書（合計所得金額の記載のあるもの）
- ②戸籍謄本の写し、住民票の写し等、当該特定親族等と生計維持者の続柄の記載がある公的証明書類（①又は②の書類のいずれかには、当該特定親族等の生年月日の記載が必要）

上記の書類を本紙の下に重ねてホチキス留めし、学校に提出してください（日本学生支援機構へ直接送付しないでください）。

○「特定親族等」とは

ここでは、一定の所得の要件を満たす税制上の特定親族及び同程度の所得であるが「早生まれ」であることにより特定親族となれない者を総称して「特定親族等」としています。「特定親族等」は、多子世帯の判定における「子ども」の数に計上することができます。
なお、本機構での審査の結果、上記条件を満たしていることを確認できなかった場合や書類に不足があった場合は、「子ども」の数に計上することができません。

●提出先（学校→機構）

定期採用										家計急変採用 緊急採用・応急採用										2026年度適格認定（家計）									
推薦書類事務センター										家計急変係										異動・補導係									
学校番号・区分										電話番号										担当者名									
3 0 5 0 1 0 0 1										052 - 832 - 3118																			

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。